

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例（令和7年11月11日京都市条例第10号）（選挙管理委員会事務局）

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり改定することとしました。

1 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の改定

- (1) 作成枚数が50,000枚以下である場合の1枚当たりの作成単価の限度額の引き上げ

改正前	7円73銭
改正後	8円38銭

- (2) 作成枚数が50,000枚を超える場合の1枚当たりの作成単価の限度額の引き上げ

改正前	$\frac{5円18銭 \times (当該ビラの作成枚数 - 50,000) + 386,500円}{当該ビラの作成枚数}$
改正後	$\frac{5円62銭 \times (当該ビラの作成枚数 - 50,000) + 419,000円}{当該ビラの作成枚数}$

2 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の改定

- (1) 選挙区（市長の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数が500以下である場合の1枚当たりの作成単価の限度額の引き上げ

改正前	$\frac{541円31銭 \times 当該ポスター掲示場の数 + 316,250円}{当該ポスター掲示場の数}$
改正後	$\frac{586円88銭 \times 当該ポスター掲示場の数 + 316,250円}{当該ポスター掲示場の数}$

- (2) 選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合の1枚当たりの作成単価の限度額の引き上げ

改正前	$\frac{28円35銭 \times (当該ポスター掲示場の数 - 500) + 586,905円}{当該ポスター掲示場の数}$
改正後	$\frac{30円73銭 \times (当該ポスター掲示場の数 - 500) + 609,690円}{当該ポスター掲示場の数}$

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年1月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第10号

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円18銭」を「5円62銭」に、「386, 500円」を「419, 000円」に改める。

第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586, 905円」を「609, 690円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(選挙管理委員会事務局)